



行革パン屋

行革110番 都議レポート

2001.09.01
No.1

事務所 〒155-0033 東京都世田谷区代田5-10-6 イーストコート代田201 電話/Fax 5431-0633
都議会控室 電話 5320-7281 Fax 5388-1829
ホームページ <http://www.kt.rim.or.jp/~goto110/> メール goto110@kt.rim.or.jp

発行責任者 行革110番 都議会議員 後藤雄一

目次

- ◎指定職って何だ? ◎公用車の実態! ◎後ろめたい公用車使用の都議? ◎私は費用弁償を供託します
- ◎各党控室の受付嬢? 実は都の職員! ◎シリーズ 公益法人を暴く! ◎編集後記 カンパのお願い

伏魔殿「東京都」 役人には極楽だ!

国も東京都も財政は火の車!
石原都知事も四苦八苦し、親子そろって行革断行を打ち出している。しかし?

◎指定職って何だ?

以前、都職員から「後藤さん、カラ会議費カラ出張を叩くのも大事だけど、指定職を知ってるかい。指定職になるだけで、退職金が2千万円以上も高くなるんだ!上の人間も叩いてくれよ。俺も納税者の一人だからね。」という告発電話がありました。

指定職とは、指定職給与表を適用される都職員のこと(…:局長。…:理事。但、一部を除く)。

東京都の職員総数は「一般職、約5万人。企業職員、約2万人。教育職員、約6万人。警察官、約4万人。消防吏員、約2万人。合計約20万人。」指定職は、20万人のうち60人と言うから超エリート職員。

都職員の給与表は、「行政職、公安職(消防、警察)、教育職(大学)等々」と別れている。ところが指定職になると指定職給与表が適用され、退職金の基礎となる給料月額(基本給)の中に管理職手当・住居手当・扶養手当が含まれる。そのため部長職等と年収の点では極端な差がないのに退職金になると2千万円以上の差額が生じる。

(行政職の給与表は、1級から10級の職層に分類され、各「級」毎に能力・経験等を考慮して段階的に「号」で分類し、給料月額が決められている。)行政職給与表の最上級である10級と、指定職給与表が適用される新米局長の年間給与を計算し概算で比べてみた。

収表	
年比較	行政職
指定職	10級・10号給
5号給	年収…1397万円
年収…1688万円	

次に、問題の退職金を行政職と指定職とで比べてみよう。

(退職時の年齢を考慮して、行政職を12号給指定職を7号給、勤続年数35年で計算した。)退職金支給月数は、一般職「62・7ヶ月」だが、指定職はあまりに多くて気が引けるらしくて「62ヶ月」に減らしてある。

退職金比較

行政職	指定職
10級・12号給	7号給
退職金…3743万円	退職金…6355万円

行革110番の試算では、右の表のように約2612万円の開きが出てしまった。

会社の業績、仕事の内容で給料が高いのならまだ納得できる。しかし、以前、行革110番が摘発した「食料費・タクシー券不正事件等々」の乱脈振りから解るように、局長連中は都庁の赤字の原因を作った張本人。責任を取るならいざ知らず、高給を取り、公用車で送迎などもつてのほかた。

◎公用車の実態は!

局長の「自宅↑都庁」の朝晩の送迎
石原都政の要職に付いている局長さん達が、朝晩、公用車で送迎されている。自ら襟を正さなければいけない都議会議長・幹事長さんらも同様。

民間会社なら、赤字解消の為に黒塗りの車での送迎の廃止は当然の事だ。

しかし、都庁では、公然と!自慢気に局長の「自宅↑都庁」の朝晩の送迎?民間がリストラの嵐の中、世の中の事をまったくく解っていない人種のようなのだ。

新宿「都庁」には、72台の黒塗りの乗用車がある。このうち21台が議会に配車されている。年間で公用車1台



◎個人の専用車として、朝夕の送迎はもちろんの事、一日中使っているのが、

- 議会…議長・副議長・自民党幹事長
- 公明党幹事長・民主党幹事長
- 都庁…知事・副知事3名・出納長・特別秘書2名

◎朝夕の送迎に使っているのが、

- 局長・学長等(職員共済組合)
- 事務局長・中央卸売市場等の一部を除く)

の維持費が1千万円とすると、7億2千万円。局長の送迎の運転手の残業代だけで、5千万円近くの残業代が支払われているはずだ。財政事情を考慮して、幹事長・出納長・特別秘書の専用車は辞退すべきです!

◎後ろめたい公用車使用の都議?

1999年4月から現在まで、議員が公用車を往復(送迎)利用したと申告した場合、費用弁償とは

「都議が招集に応じて会議に出席したとき、または委員会、東京都議会情報公開委員会に出席した時、費用弁償として1万円(遠方は1万2千円)を支給する」と条例で定められているが、公用車を利用しても支給されるので、交通費の二重取りと非難されている。その内訳は、「交通費、日当、雑費」と言うが、明確な区分はない。

議員の申し合わせで、費用弁償を受け取っていない。しかし、選挙管理委員会に聞いたところ、受け取らない行為は公職選挙法199条の「寄付行為」に該当する恐れがあり灰色(刑事告発されたらどうするんだろう)!この灰色を白に変える為、9月議会で「往復公用車を利用した場合は費用弁償を支給しない」と条例を新たに作り、公職選挙法に抵触しないようにするらしい。しかし、公用車を片道だけ利用した時でも、全額(一万円)支給?するらしい。

往復利用は、「0」。片道利用は「1万円」。子供だましの条例作りだけはやめてもらいたいものだ。

◎私は費用弁償を供託します

私の場合の交通費は、「明大前↓新宿」で、電車賃は260円。しかし費用弁償で支給される額は、1万円。差額の9740円は不当利得、受け取る訳にはいきません。都に返還したくても公職選挙法違反になるので、9740円は法務局に供託します。

都議の費用弁償は「交通費実費とする」と条例を変えるべきです。

◎各党控室の受付嬢？

実は都の職員！

会派控室の受付嬢

議員の会派控室の受付嬢？、実は都の正規職員（一部は臨時職員）です。

自民党控室には8人、民主党控室には3人、公明党控室が4人、共産党控室が2人、（計17人、人件費だけで約8500万円?）。その他の会派には配置されていない。

私はてっきり、受付嬢？は議員の調査費で各会派が支払っているものだとばかり思っていました。（都議一人に調査費が、毎月60万円、年間720万円が支給されています。）

職員は控室の付随機能？

議会局の説明では、「議員の方には議会活動のために控室を用意している。職員は控室の付随機能として配置している。そして、議会活動を円滑にするため、控室の維持と接遇、議会局との連絡業務を行っている、配置割合は、議員7から8人に職員1人を配置する。」

お茶くみ・受付・雑用する職員が控室の付随機能として……。とは驚くべき発想です。

（配置された職員は、仕事がなく、のんびりしすぎて、たいへんな仕事だと、嘆いているそうなの？?）

議員の控室で「お茶くみ・雑用」を都職員が公費（税金）で行うことが妥当でしょうか！

即刻、廃止するべきです。

◎シリーズ……公益法人を暴く！

公益法人は、公益の目的で設立された法人で、社団法人と財団法人がある。都が関係する公益法人の仕事内容を見ると、業務委託・調査研究・情報の収集提供・交流機会の設営・保管資料の閲覧等々。この業務内容からみても、これら公益法人は、役人の天下り目的の匂いがプンプンする。

行革110番の初仕事として、都が公益法人に支払った資料を都庁全局に情報公開請求し、パン屋の目線で追っけていきます。

●都港湾局が「社団法人東京港湾振興協会」に会費として「300万円」!

情報公開で出てきた資料の中に、社団法人に多額の会費を払っているケースが多く出てくる。その中で突出しているのが、「社団法人東京港湾振興協会」です。

都港湾局から300万円、その上、都が100%出資している財団法人「東京港埠頭公社」からは250万円の会費が支払われている。

他の会員は決められた会費15万円しか払っていません。

そして、300万円の会費を払っている「社団法人東京港湾振興協会」に対し港湾局は約3億円の仕事をしているのだ。

東京ポルトニュースの編集・発行及び東京湾広域資料の整理・保管・東京湾見学案内・初瀬港船等歓迎行事等に、1億6千万円。

臨海副都心まちづくり促進事業、春のイベント等業務委託に、7364万円。夏・秋・冬のイベント等業務委託に、4630万円。

これだけの仕事を出しているが、多額の会費を納めるのはなぜ? 必要経費は売上の中に含まれているはず。都からみれば

社団法人東京港湾振興協会は「業者」。その業者に「300万円」、そして、都の100%出資の財団法人から250万円の会費を納めるなんて、不自然ですよ。

港湾局の回答は次回報告します。

●主税局が

「社団法人東京都自動車整備振興会」にムダ金? 1100万円

自動車の車検を陸運局に申請する際、「道路運送車両法97条の2」で納税済み通知書の添付が義務づけられている。通知書の照合作業は法律の定め通り、陸運局の業務であるにもかかわらず、都主税局は自動車税等照合作務委託の名目で、「社団法人東京都自動車整備振興会」に平成12年度は約1100万円を支払い、平成13年度は約850万円の支払いを予定している。背景を調査してみると

「役所の上下関係」が浮き彫りになった。

昭和47年、自動車税の徴収アップを目的に、地方自治体が当時の運輸省・自治省に働きかけ、「97条の2」の法律を作らせた。しかし現場の陸運局は仕事が増えることを当然の事ながら嫌がったため、当時、都職員が陸運局に出向き照合作務を行っていた。その後昭和60年ごろ東京都自動車整備振興会に委託し現在に至っている。

これでは違法・不当な支払いと言われても仕方がない。

陸運局は地方自治体からの要請で「わざわざ法律を作ったんだから、照合作業は都がやれよ!」と、つまり国の方が偉いということらしい。

どうも、役所の間でも「いじめの体質」。「上下関係」があり、それもかなり厳しいものがあるようだ。

車検更新委託 「負担は不当」

都に返還監査請求

自動車の車検を更新する事務で、車検申請書に納税済み証明書の照合を都が社団法人に委託しているのは不当だと、後藤雄一都議らは30日、昨年度に支出された委託費約1千万円の返還を求め、監査請求をした。

平成13年8月31日
朝日新聞朝刊

道路運送車両法では、この事務は陸運局の業務とされているが、都主税局は「都税収入の確保が目的で、合理的な理由がある」と説明している。ただ、「法解釈と実態のずれもあり、将来的には見直す方向も考えている」といっている。

編集後記

行革パン屋が都議会に入り、2ヶ月がたちました。都庁を外から見ると豪華ですが、中に入ってみると使いにくい、そして、ムダが多すぎるひどい建物です。

都庁は第一庁舎、第二庁舎、議会棟に分かれています。議会棟の管理は、1階を都総務局が、2階から6階までは、議会局が管理しています。議会局の管理と総務局の管理との差が極端に違うのです。議員は「貴族」といったところ。選挙では頭を下げまくっていた議員先生のために、議会局の職員は異常なほど、頭を下げまくるのです。

都議になって最初に手がけた情報公開が、都と公益法人の関係文書です。都庁全体にわたる文書なので文書量は相当な枚数になり、手数料も30万円を超えるかも知れません。

民間はリストラの風が吹きまくっています。私も不景気の真ただ中でパン屋をやっています。ですから役人天国の都庁、役人の天下り、そして、民間の仕事奪い、甘い汁を吸っている公益法人・外郭団体が許せないのです。

都庁の実態、都議会の寝言、役人の醜態、都政の現実を調べて都民の皆様にお知らせすることが出来れば、行革110番が都議会に入った甲斐があると思います。

どうか皆様も、ご自分が納めた税金の行方を、ご自分の目で確かめて頂ければ幸いです。

世田谷行革110番は、既成の政党・宗教・団体とは一切関係は有りません。税金の無駄づかいを無くさせるための市民団体です。



おねがい

情報公開は、納税者の権利です。より一層情報公開に頑張りますので、賛同頂ける皆さまにカンパをお願いする次第です。郵便振替番号

00160・8・196925

加入者名 世田谷行革110番 後藤雄一